

# 議 会 運 営 委 員 会 記 録 (No.77)

1 日 時 令和6年1月24日(水)  
午後1時00分 開会  
午後1時39分 閉会

2 場 所 議会運営委員会室

## 3 出席委員(7人)

委 員 長	中 村 義 雄	副 委 員 長	木 畑 広 宣
委 員	吉 村 太 志	委 員	渡 辺 修 一
委 員	小 宮 けい子	委 員	泉 日出夫
委 員	山 内 涼 成		

## 4 欠席委員(1人)

委 員 日 野 雄 二

## 5 出席説明員

総 務 局 長	田 中 規 雄	総 務 部 長	塩 塚 博 志
総 務 課 長	荒 田 政 二	議会担当課長	菊 原 康 弘

## 6 事務局職員

事 務 局 長	岩 田 光 正	次 長	馬 場 秀 一
総 務 課 長	藤 富 誠 吾	政務活動費担当課長	中 西 勤
議 事 課 長	木 村 貴 治	政策調査課長	森 幸 二
議 事 係 長	福 留 圭 一	書 記	嶋 田 裕 文
			外 関係職員

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	令和6年2月定例会会期日程案について	資料No.1のとおり確認。
2	議会運営上の協議事項について (1) 不測の事態が生じた際の質疑・質問の発言順序の変更について (No.11) (2) 議場へのパソコンの持ち込みについて (No.13) (3) 委員会へのオンライン出席について (No.16)	各会派協議のうえ、各会派の検討ができ次第、意見を伺うことを確認。なお、(1)については、提案の発言順序の変更とあわせて、質疑・質問を代理で行うことについても検討することを確認。また、(2)については、提案の議場へのパソコンの持ち込みとあわせて、パソコンの使用基準の変更、執行部の議場と委員会室へのパソコンの持ち込みについても検討することを確認。

## 8 会議の経過

○**委員長（中村義雄君）** 開会します。本日は、日野委員が欠席されております。

まず、令和6年2月定例会会期日程案について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○**議事課長** 資料ナンバー1をお願いいたします。2月定例会につきましては、現在のところ、2月20日に招集する予定であるとの連絡を執行部から受けておりますので、同日を開会日とする会期日程案を従来の例に倣って作成しております。会期は2月20日から3月25日までの35日間でございます。具体的には、2月20日は本会議で市長の提案理由説明、2月27日から3月5日までは本会議で代表質疑及び一般質疑、6日及び7日は常任委員会、8日は本会議で当初予算案以外の議案の採決でございます。なお、この日は市立中学校の卒業式の日に当たりますので、13時からの開会を予定しております。8日から19日までは、予算特別委員会を設置し、予算議案の審査でございます。なお、18日は市立小学校の卒業式の日に当たりますので、休会を予定しています。21日は常任委員会で請願・陳情の審査、22日は予算特別委員会、25日は本会議で当初予算議案の採決でございます。この日程でいきますと、請願・陳情の締め切り日は、点字分が3月6日、点字以外の一般分が12日となります。なお、予定どおり2月定例会が2月20日に招集される場合には、その7日前に当たる2月13日に議会運営委員会を開催し、市長提出議案の確認や、正式な会期日程の決定などを行っていただくこととなります。以上でございます。

○**委員長（中村義雄君）** ただいまの説明のとおり確認願えますか。

(異議なし)

では、そのとおり確認します。

次に、議会運営上の協議事項についてを議題とします。本日は、資料に記載の3件について協議を行います。まず、資料ナンバー2の1の不測の事態が生じた際の質疑・質問の発言順序の変更について、事務局の説明を求めます。議事課長。

**○議事課長** 資料ナンバー2の1をお願いいたします。不測の事態が生じた際の質疑・質問の発言順序の変更についてでございます。まず、提案趣旨を読み上げさせていただきます。議員が質疑・質問を行う日に、忌引等により本会議に出席できない不測の事態が生じた場合においても、発言の機会を確保する観点から、質疑・質問を別の日に行うことができるようにしてはどうかというものでございます。

現状について説明いたします。質疑・質問の発言順序については、先例において代表質疑及び会派質疑は、大会派順とする。一般質疑及び一般質問は、議会運営委員会で抽せんにより決めるとされております。また、発言日時については、発言通告者数に基づき、質疑・一般質問を行う日の本会議の終了時刻がどの日も概ね同時刻になるように割り振りながら、抽せん結果に基づき決定しているところでございます。また、会議規則第52条第4項において、発言の通告をした者が欠席したとき、または発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場にはいないときは、その通告は効力を失う旨が規定されております。これは、全国市議会議長会が作成する標準会議規則においても同様に規定されております。このため、議員が本会議に出席できない場合は、発言通告は効力を失い、当該質疑・質問を行うことができないということになります。

一方、代表質疑については、5人以上の会派に認められた質疑であり、議員は会派を代表して行うものであるため、新型コロナウイルスが流行して、会期日程を変更し代表質疑のみを行うこととした令和2年2月定例会中の議会運営委員懇談会において、代表質疑を行う議員が登庁できなくなった場合は、発言通告の内容を変更しないことを原則として、会派内の他の議員が交代して実施することを認める、ということを確認しているところです。また、会派質疑については、代表質疑のような申合せはありませんが、代表質疑と同様に5人以上の会派に認められ、会派を代表して行うものであるため、代表質疑と同様の条件で、会派内の他の議員が交代して実施することができるものと考えております。

今回、提案趣旨のとおり見直しを行った場合、まず、どのような事由が不測の事態に該当し、変更を認めるか、明確にする必要があります。次に、当該議員の発言は、他の議員の発言日時への影響を避けるため、最後に行うことになるものと考えます。その場合は、最終日以外の日には質問予定の議員は、最終日に発言することができる可能性がある一方で、最終日に質問予定の議員は、代替日がないため発言できないままとり、会派内での発言順や抽せん結果により取扱いに差が生じることとなりますので、この点を踏まえて協議していただく必要があるのでは

はないかと考えております。なお、他の政令市の状況について調査したところ、同趣旨の取組を行っている政令市はございませんでした。説明は以上でございます。

**○委員長（中村義雄君）** 次に、提出会派から、提案趣旨の補足説明をお願いしたいと思います。ハートフル北九州。

**○委員（泉日出夫君）** これはハートフル北九州からの提案でございましたけれども、今説明いただいたとおりであります。今の内容を踏まえて、御検討頂ければと思っております。

**○委員長（中村義雄君）** はい。ここです、私から皆様にちょっと相談したいことがあります。今回はですね、忌引等による本会議の質疑・質問に出席できない不測の事態が生じた場合の対応ということで、日程をずらすというお話でしたが、これの対応としては別に、代替の人がそれを読むという方法が考えられます。実際にですね、過去にも、委員さんの中からそれができないかという問合せがあったこともあります。今説明もありましたけど、この場合ですね、代表質疑は代わりにできるというのは申合せ事項がある。でも原則はできないという会議規則があって、会派質疑に関しては、解釈としては、代表質疑と一緒にじゃないかっていう、どの場でも確定してない話であるので、せっかくの機会ですので、今回の発言の日程をずらすというのと同時に、代わりに誰かが読むということも含めて、確認させていただきたいと思いますが、その議論を一緒にするという点に関しては、いかがでしょうか。泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** ぜひ、今、委員長言われたような内容で進めていただければと思います。

**○委員長（中村義雄君）** よろしいでしょうか。

（異議なし）

ではそのように確認させていただきたいと思います。山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 一点質問していいですか。例えば、発言順序をずらします。最後にしかならないんですよね。

**○委員長（中村義雄君）** 今の段階では、それにプラスして代替の人が質問することについてを議題にしたいというだけで、まずはその確認をさせていただきました。山内委員。

**○委員（山内涼成君）** はい。わかりました。

**○委員長（中村義雄君）** 代わりに誰かが質問するというのを一緒に議論することは確認しましたので、それではまずは、各会派の他の議員が代理で質問する方法に関する見解について事務局の説明を求めます。議事課長。

**○議事課長** 先ほどの説明と少し重なる部分もございますが、改めて説明させていただきます。まず、質疑については、会議規則第37条において、会議に付する事件は、提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑を行いその後、議長が委員会に付託する旨が規定されております。議員の質疑があるときはということで、会派ではなく、議員が主体になっております。また、一般質問については、会議規則第51条において、議員は市の一般事務について質問することができると規定されております。質疑と同様に一般質問についても、議員が主体になってお

ります。さらに、会議規則第52条第1項において、会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならないと規定されております。会議規則のこれらの規定を踏まえたと、議員の発言はあくまで議員個人に与えられた権利でありまして、発言通告書も議員個人から提出されるものであるため、発言通告書を提出した議員は本会議に出席できない場合は、発言通告書は効力を失い、質疑・質問を行うことができなくなるということになります。先ほど御説明もありましたように、一方で、代表質疑については、5人以上の会派に与えられたものでありますので、議員は会派を代表して行うものであるという点を考慮しまして、発言通告の内容を変更しないことを原則として、会派内の他の議員が交代して実施することを認めることを確認しております。また、会派質疑についても、代表質疑のような申合せはないんですけども、会派を代表して行う点を考慮しまして、代表質疑と同様に、会派内の他の議員が交代して実施することができるものと考えております。先ほどと重なりますが、以上でございます。

**○委員長（中村義雄君）** はい。代理で質問する方法について説明がありました。それでは、この2つのことについて今から質問を受けたいと思いますが、まずはハートフル北九州さんから提案のあった質疑・質問を別の日に行う方法について、質問、意見はありませんか。山内委員。

**○委員（山内涼成君）** そうなった場合、後ろに行くわけですね、一番最後になる。そしたら、その空いた時間の取扱いなんですけど、これは繰上げじゃなくて休憩という考え方でよろしいでしょうか。

**○委員長（中村義雄君）** 議事課長。

**○議事課長** 質疑、質問を行う議員が不在になった場合は、そのときの開始時刻については基本的には議運で協議ということになろうかと思えます。以前、事情は忌引ということだったと思うんですが、会議を欠席したい旨の申し出が急遽あった事例がございました。その方の発言が、ちょうどお昼休憩後1番手でしたので、そういった場合は昼休みを長く取りましょうと。休憩を取る場合については、このように休憩時間を長くするのかなど。それ以外の場合は空白にするのか、そのまま詰めるのか、議運での協議になります。ただ、詰めた場合に、インターネット中継や傍聴者の方もいらっしゃると思いますので、その辺は考慮して御協議頂く必要があるかと思えます。

**○委員長（中村義雄君）** 今の説明は、過去の例を想定したということで、決まってはいいです。いずれにしても、変更がある場合はその前に必ず議運を開いて、変更を確認するというのは必要になりますが、議運を開くときに、そのままスポンと空けるのか、縮めるのかっていうのは、今からの協議で決めることなので、どちらでも、今、協議の内容でできるということですよ。議事課長、それでいいですか。

**○議事課長** はい。

**○委員長（中村義雄君）** 山内委員、いいですか。

○委員（山内涼成君）はい。後は内部で協議します。

○委員長（中村義雄君）その場合どっちがいいかっていう話を今から決めるということで、ただちょっと気をつけないけんのは、傍聴者とか、インターネットでその時間を案内してますから、ずれると、せっかく見ようと思っている人が見られないっていうのが、ずらすとですね、デメリットがありますよという御説明でした。ほかに御質問等はよろしいですか。

ではもう一つ、ちょっと私が確認させていただきたいということで今回挙げさせてもらいました、会派内の他の議員が代理で質問する方法についてですけど、今説明があったのは、規則の中で、まず、一般質疑、一般質問に関しては、個人という権限なので、個人ができないときは、発言通告が消滅してできないというのが分かっているということと、これを変えるんだったら規則を変えないといけないんですよ。代表質疑に関しては、議運懇談会で確認、申合せしているんで、代わりができるってことを確認して、会派質疑に関しては、公の場では確認をしてない。ただ、代表質疑と同じような解釈ができるんじゃないでしょうかというような話があったと思いますが、今の話をそのとおりに確認するとすれば、代表質疑と会派質疑は代理でできるけど、一般質疑と一般質問は代理できませんということになるかと思いますが、これで確認をみんなでするか、もしくはその考えについて変更があるのであれば、1回持ち帰って、また議論するということになるかと思いますが、皆さん御意見いかがですか。渡辺委員。

○委員（渡辺修一君）うちの会派としては、皆さんの意見もお聞きしたいと思いますので、一旦ちょっと持ち帰らせていただいて、協議させていただきたいと思っています。

○委員長（中村義雄君）そしたら持ち帰りたいという意見が出ましたので、この件に関しても、日にちを別に行う方法も含めて、持ち帰っていただいて会派で協議をお願いして、再度議運で確認するというのでいきたいと思いますが、何かその前にこの件に関して質問とかはよろしいですか。山内委員。

○委員（山内涼成君）これちょっとすいません、形式的なところで申し訳ないけど、発言通告そのものは個人ですよ。会派質疑も、それから代表質疑も。個人で、会派質疑であれば会派質疑に丸するだけ。申請としては個人ではないかなというふうに思いまして、そこの捉まえかたというか。

○委員長（中村義雄君）議事課長。

○議事課長 もし代理を認めるのであれば、先ほど説明申し上げた会議規則では今おっしゃったとおりですので、実態としては、一旦出された発言通告書は取下げがなされ、その次に締切り期限を過ぎてますけれども、特別な事情があるので、別の方の通告が出て、それを議会運営委員の皆さんが了承したという考え方になるのではないかと思います。

○委員長（中村義雄君）だから、あくまでも全会一致で了承したということですね。吉村委員。

○委員（吉村太志君）この代理の、委員長から出た提案ですけど、もし仮に代理を認めた場合というのは、これは交渉会派だけ、この一般質疑は当てはまることなのか。例えば、1人会派

であれば誰が代理するのっていうところにもなるので、その辺はどういうふうに考えますかね。

**○委員長（中村義雄君）** 議事課長。

**○議事課長** まず、会派質疑と代表質疑は5人以上の会派が対象になります。今議論している一般質疑、一般質問の代理を認めるかどうかという場合は、おっしゃったとおり1人会派は代理がいませんので、可能性があるのは2人会派以上となります。そこの考え方をどうするかというのを、協議いただければと思います。

**○委員長（中村義雄君）** 吉村委員。

**○委員（吉村太志君）** この代理を、もし仮に各会派で持ち帰ってこれは代理もいいんじゃないかっていう意見が出た場合ですよ。そしたらこれはもう全部、今までの議運の規則を変えていくということ。今までは代表質疑とか会派質疑の場合だったら代理はいいという、だけど、今事務局の判断で言えば、一般質疑は個人でやってるから、これは個人しか効力がありませんよと。例えば個人が代理権として、会派内だけの承諾やないけど、代理権を結んだっていうものがあれば可能になるのか。それとも全く、それじゃなくてちゃんと議会の中のルールとして、変えていくのか、その辺はどういうふうに。

**○委員長（中村義雄君）** 議事課長。

**○議事課長** 代表質疑のときに代理を認めるというのは、これは議会運営委員懇談会の中ですので、協議が調ったといいますか、話し合いがなされて、ただ、先例には記載されておられません。ですので、もし、一般質疑なり、代理が認められるというのであれば、例えばですね、先例には、発言通告書の締切日が書いております。議会運営委員会の前日までに通告の締切りというのが決められておりますので、ただし書で、正当な理由がある場合は、この限りではないと。そういうふうに、通告書の締切りに余裕を持たせる。例外があるよというのをどこかに規定する。あくまで会議規則は変えずに、申合せの中で決められたことを、文章化していくっていうのが一つの方法かと思っています。

**○委員（吉村太志君）** ちょっと理解できなかったのが今、すみません。

**○議事課長** これまで、議運の中で協議してきたことを明確化していくという意味で、先例に決められたことをできるだけ書いていったほうがよろしいかと思います。ですので、代理を認めるという部分をどのように表現していくかっていうのは、今考えてるところなんですけども、その一つとして先例に、例えば締切りのところであったり、明確に代理という言葉が適切かどうか分かりませんが、それはちょっと今から考えさせていただきたいと思いますが、どこかに明確に分かるようにできればなど。

**○委員（吉村太志君）** ただこれ、今回の件っていうのは、通告の締切りがありまして今度、質問のときに、当日とか前日夜に何かあったから休むわけやないですか。もう予定がね、3日前のことで今度休みますよとかいうのは分からないから、それで今こういう提案をされたんじゃないかなということなんで、ちょっとその辺が、答弁としてはあんまり我々が今求めているのと

は少し違うかなというふうに感じました。でもそういうとこを今から、私たちもこれはやっぱり、うちの会派に持ち帰って、しっかりまた議論もして、議運の方に出したいと思います。

**○議事課長** あくまでですね、会議規則は先ほど申し上げたとおり、通告者がその場にいなければ、通告はなくなると、その部分を変えることはございません。それ以外の例外の部分で申合せという形になりますので、それは我々でいうと先例という形になります。そこが協議が調った段階で、先例にどう表現していくというのを考えていきたいと思います。

**○委員（吉村太志君）** 分かりました。

**○委員長（中村義雄君）** まず会議規則でいうと、大きく分けると、代表質疑、会派質疑、一般質疑・一般質問ですよね。会議規則でいうと、基本は個人に与えられたものだから、全部本人じゃないと駄目ですよ。この中で、代表質疑に関しては、過去の議運懇で代われるようにしよう。このときの解釈は、山内委員が質問していただいたとおり、1回、誰々というのが消滅して、代理の人がすると、新しい発言通告を議会運営委員会で認めるというようなやり方で、代表質疑は認めようということを議運懇で決めてます。会派質疑に関してはどこでも決めてないですね。ただ、代表質疑と会派質疑は性質的に同じようなもので、この解釈をここまで持ってきたらいいんじゃないかという今提案なんで、これも協議する内容なんですよ。この議運で同じような申合せの中に入れようかというのが今回。一般質疑・一般質問に関してはちょっと性質が違うので、今までの会議規則のままの解釈で、ここは交代できないというような、一応見解なんだけど、これも逆に言うとやり方としては、直前に、議運を開いて、このAさんの権利はなくして、新しくBさんが同じ内容をしゃべるということを議運で確認すれば、できるというか、やり方はあるってことだよ。一応整理はそういうことやね。

議論することは、まず、代表質疑は申合せしてますから、ここは変えないで、会派質疑に関して、代表質疑と同じ解釈をするかしないかっていう、したらどうかっていう提案ですけど。それと、一般質疑・一般質問に関しては、今はできないだろうって解釈だけど、ここも無理すればテクニカルにはできないことはないというので、それを、各会派でどうしようかっていうのを話し合ってもら。議運ですから、全会派一致しないといけないので、意見が分かれば、もう会議規則のままですから、一般質疑・一般質問に関しては、代わりができないということになります。もう1回言いますが、代表質疑に関しては申合せしてますから、問題はこの会派質疑がちょっと曖昧なんですよ。事務局はそういうふう解釈しているだけで、議運の中でも諮ってない、代表者会議でも諮ってないところなんで、ここは白黒ちょっとはっきりさせたいというふうに思ってます。せっかく議論するんで、同様なことが起こったときに、これ確認しましたって事実、きちんと今回の議運で進めたいと思います。一応そういうお話ですけど、よろしいですか。はい。では、以上ですね、出席できないときに日にちをずらすっていう方法と、代理で質問する方法の二つについて、各会派で持ち帰って議論していただければと思います。よろしくをお願いします。



次に、資料ナンバー2の2、議場へのパソコン持込みについて事務局の説明を求めます。議事課長。

**○議事課長** 資料ナンバー2の2をお願いいたします。議場へのパソコンの持込みについてでございます。まず、提案趣旨は、議場へのパソコンの持込みを認めることとしてはどうかというものでございます。

現状について、説明いたします。パソコン等の持込みについては、これまでの本委員会での協議により、議場へは、議員・執行部ともに、タブレットの持込みは認めています。パソコンの持込みは認めておりません。また、委員会室へは、議員は、パソコン、タブレットのいずれも持込みを認めておりますが、執行部は、タブレットのみ持込みが認められております。なお、キーボード等、タブレットの付属品については、議事の妨げにならない範囲で持込みが認められております。提案どおり、議場へのパソコンの持込みを認めた場合、各議員が、パソコンかタブレットのいずれか使いやすい機器を選んで使えるようになりますが、議場には、電源がありませんので、予め充電したパソコンを持ち込むか、モバイルバッテリーを各自で準備していただく必要がございます。

次に、資料の下段の表に記載しております電子機器の使用条件についてです。パソコンは本委員会での申し合わせ事項しかない一方で、タブレットは、導入の際に要綱を定めております。その使用条件に一部差があるため、この協議を機に取扱いを統一してはどうかと考えております。具体的には、使用条件の表の右側に記載しております、タブレット端末管理及び使用基準の第17条に規定されております内容になりますが、1つ目に、会議等において端末機を使用する際、議事の妨げにならないよう、操作音などの音が出ないようにすること。2つ目に、会議の録音・録画を行わないこと。3つ目に、審議、審査中の情報を外部に発信しないこと。4つ目に、インターネットを利用した情報の閲覧収集は、議題に関する情報についてのみ認め、その他の情報は禁止すること。この4点について、タブレットの使用だけでなく、パソコンを使用する際も、適用することとしてはどうかと考えております。

なお、この協議にあたり、事務局から執行部に、パソコンの持ち込みについての意向を確認したところ、執行部においても、モバイルパソコンの導入が進んでおり、ペーパーレス化の取組も行っていることから、パソコンを持ち込めるようにしたい旨を聞いておりますので、執行部のパソコンの持込みについても、議員と同様に議場と委員会室において認めてはどうかと考えております。説明は以上でございます。

**○委員長（中村義雄君）** 今の話だと執行部の方からパソコンの持込みを了承してほしいという申入れがあったということですか。議事課長。

**○議事課長** 聞いております。

**○委員長（中村義雄君）** 聞いているというか、あっているということよね。そこは大事なところやけど、そうなんよね。はい。ではただいまの説明について、質問、意見はありませんか。

山内委員。

○委員（山内涼成君） ちょっと1点教えてほしいんですけど、これタブレットにオフィス機能を入れたら幾らかかるんですか。

○委員長（中村義雄君） 総務課長。

○総務課長 ちょっと今わからないんですけど、ソフトを入れるとなると、やはり相当の金額、そんなに安いものではないと思いますので、1台につき幾らになるのか、それが月割になるのか、ちょっとまた調べさせてください。

○委員長（中村義雄君） それ調べて、各会派に報告してください。ほかにはいかがですか。吉村委員。

○委員（吉村太志君） 素朴な質問なんですけど、今回タブレットはもうオーケーとのことやけど、そもそもパソコンもタブレットも今までなぜ駄目やったんですかね。執行部側もなぜ駄目になったのかなと思って。そこをちょっと教えてください。

○委員長（中村義雄君） 議事課長。

○議事課長 現状はお示しのとおりなんですけど、これまでパソコンについては、平成16年ぐらいになると思いますけど、委員会室に資料の代わりとしてパソコンを持ち込むということは、以前この場で協議が調い、それ以降、パソコンの持込みについて協議は一度あったんですけども、調わなかったという事実がございますが、なぜそうなったかというのはすみません、ちょっと今のところわかりかねます。

○委員長（中村義雄君） だってあれでしょう、前提として、基本不必要なものは持ち込まないというのがあるんでしょう。それがまずスタートじゃないですかね。だから、新しく入れるものに関して確認してるっていう。議事課長。

○議事課長 会議規則において、議場及び委員会室では、資料の持込みなど、議事に必要なものしか持ち込めませんので、それ以外のものを持ち込む場合は、議会運営委員会の協議ということになっております。それが大前提です。

○委員長（中村義雄君） 何でも自由に考えるんじゃないくて、基本は不必要なものは持ち込まないがスタートで、これは必要ですがどうかって確認をしている中でまだ協議が調ってないということですね。吉村委員。

○委員（吉村太志君） じゃあ、タブレットに付随するキーボードの持込みは、これは1回議運で揉んだんですか。

○委員長（中村義雄君） 議事課長。

○議事課長 以前、議運の協議で調った内容に、付属品はオーケーということになりました。

○委員（吉村太志君） 今のところ、タブレットとパソコンは僕は同じかなと思うんやけど、違うのは今山内委員も言われたように、結局、ワードとエクセルが入っているかどうかということだけですよね。

○委員長（中村義雄君） 議事課長。

○議事課長 おっしゃるとおり、許可を取ればタブレットにいろんなソフトがインストールできると思いますが。ただこれまで、聞いた声としましては、メモをするだけであればタブレットでもできるんですけども、タブレットで情報を見ながらパソコンで入力をしたいとか、スピーディーに入力するにはパソコンの方がいいという声は聞いておりますので、そういった点で、タブレットよりもパソコンという声があります。

○委員長（中村義雄君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） じゃあ最後、他都市の状況で、パソコンの持込みを許可している所、議場でも使っているという所はどこか、今分からなくてもいいんですけど。

○委員長（中村義雄君） 議事課長。

○議事課長 他の政令市の状況としましては、議場にパソコンの持込みを認めているのが8市、認めていないのが本市を含め12市という状況でございます。

○委員長（中村義雄君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（中村義雄君） はい、他都市はそのような現状らしいです。ほかに。あと、提案者はこの場にはないので、提案者に何か聞いておきたいことがあるのであれば、ここで言ってもらって、後で、事務局に確認してもらい、各会派に報告させますけど、いいですか。はい。ほかになければですね、本件については各会派検討をお願いいたします。

次に、資料ナンバー2の3、委員会のオンライン出席について事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー2の3をお願いいたします。委員会へのオンライン出席についてでございます。まず、提案趣旨は、特別な理由がなくても、委員会にオンライン出席することができるようにしてはどうかというものでございます。

現状について、説明いたします。本市では、令和4年12月に、委員会条例及び会議規則を改正し、新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延や、災害の発生等により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難と委員長が認めるときは、オンラインによる方法で委員会を開くことができることとしております。また、別途定めた運営等に関する要綱においても、オンライン委員会は、委員が参集することが困難な場合に開くものであることから、委員会の開会場所に参集できる場合は、当該開会場所への参集を基本とする、ということの規定しております。

次に、これまでの総務省の見解でございます。令和2年7月16日付及び令和5年2月7日付の通知におけるQ&Aにおいて、委員会は、本会議と同様に団体意思を決定する過程において重要な役割を果たしており、実際に委員会の開催場所に参集していただくことが基本であるということ。また、条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じた上で、委員会

への出席が困難と判断される事情がある場合に、オンラインによる方法により、委員会に出席することは差し支えない旨の見解が示されております。

また、他の政令市の状況について調査したところ、委員会をオンラインによる方法で開催できるように委員会条例等を改正済の政令市は、令和5年12月時点で、本市を含め12市ございました。委員会へのオンライン出席が可能な要件としては、その12市すべてにおいて、特別な理由として、感染症のまん延や災害時など、参集することが困難な場合を規定しており、特別な理由がなくてもオンライン出席を可能としている政令市はございません。説明は以上でございます。

**○委員長（中村義雄君）** はい。ただいまの説明について、質問、意見はありませんか。

（質問・意見なし）

なければ、本件については、各会派で検討をお願いいたします。

本日協議いただきました3件については、各会派の検討ができ次第、意見を伺いたいと思いますので、お願いいたします。

ほかになければ、本日は、これで閉会します。

---

議会運営委員会 委員長 中村義雄 ㊟